

千曲市国民健康保険運営協議会 次第

日時：令和8年3月5日（木）午後1時30分

場所：千曲市役所 2階 集団指導室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名委員指名

4 会議事項

(1) 子ども・子育て支援金について

(2) その他

①保健事業実施計画（データヘルス計画）の推進状況について

5 閉 会

## 千曲市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期 R6. 4. 1～R9. 3. 31)

### 1. 被保険者を代表する委員

氏名	備考
西村 明子	
峯村 恵津子	
中村 千賀子	

### 2. 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

氏名	備考
森本 隆弘	医師会
内藤 康介	医師会
若林 広隆	歯科医師会
大井 正之	薬剤師会

### 3. 公益を代表する委員

氏名	備考
田中 重穂	民生児童委員
岡田 泰子	民生児童委員 (R7. 12. 1～)
上原 まき子	食生活改善推進委員
前嶋 邦子	食生活改善推進委員

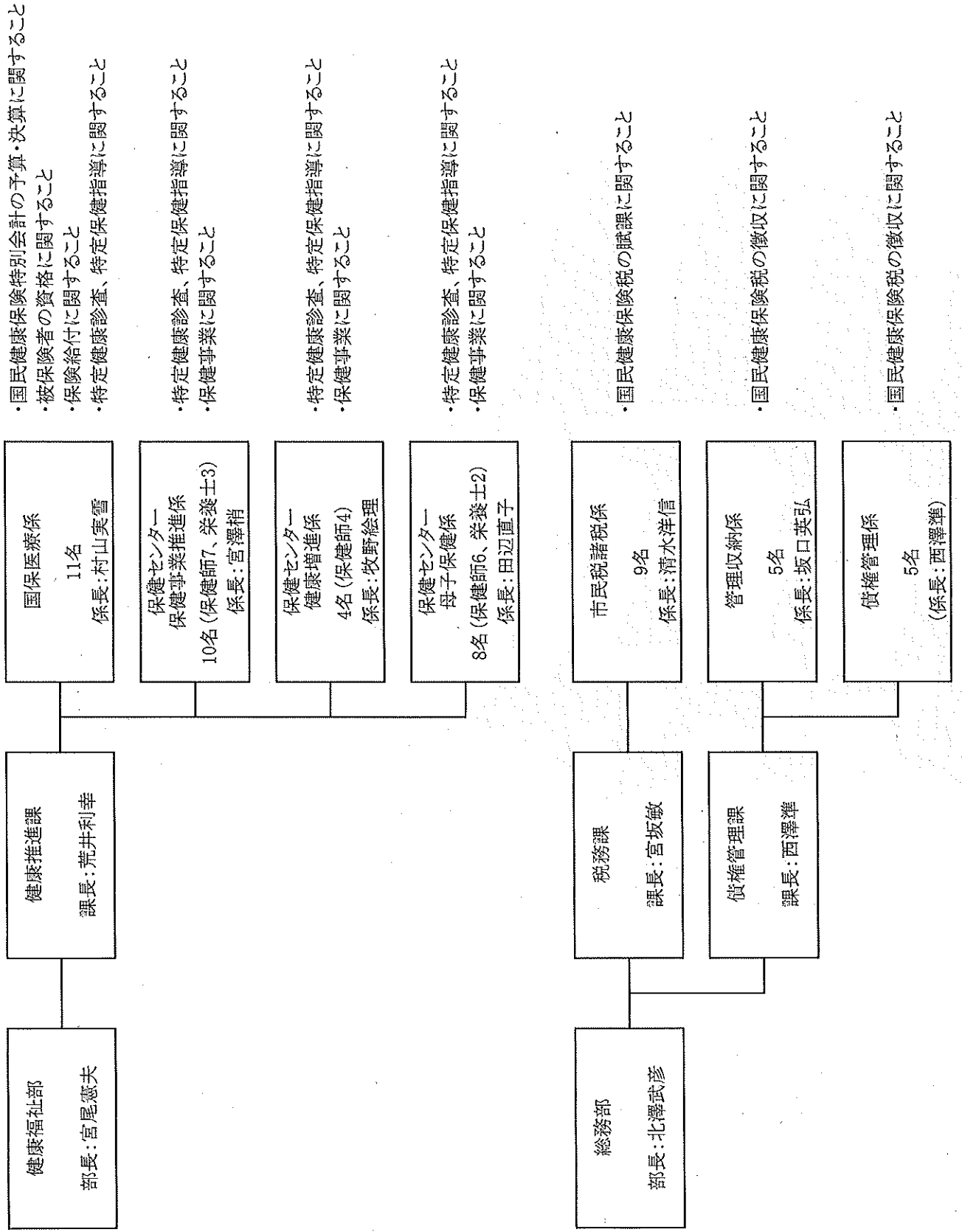
### 4. 被用者保険等保険者を代表する委員

氏名	備考
古田 博信	全国健康保険協会長野支部
近藤 悟	甲信越しんきん健康保険組合

国民健康保険担当部署

(令和8年2月1日現在)

主な担当業務



- ・国民健康保険特別会計の予算・決算に関すること
- ・被保険者の資格に関すること
- ・保険給付に関すること
- ・特定健康診査、特定保健指導に関すること
- ・特定健康診査、特定保健指導に関すること
- ・保健事業に関すること
- ・特定健康診査、特定保健指導に関すること
- ・保健事業に関すること
- ・特定健康診査、特定保健指導に関すること
- ・保健事業に関すること
- ・国民健康保険税の賦課に関すること
- ・国民健康保険税の徴収に関すること
- ・国民健康保険税の徴収に関すること

# 子ども・子育て支援金制度について

## 1. 子ども・子育て支援金制度とは…

令和6年6月12日公布の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」により、令和10年度までに国が取りまとめを行う「子ども・子育て支援加速化プラン」を賄う財源のひとつとするため、「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

これにより…

- ① 令和8年度から、この支援金を各医療保険者が保険料（税）と合わせて被保険者から徴収し、支援納付金として国に納めます。
  - ② 支援金は令和10年度まで段階的に増額となり、令和10年度には1兆円規模になる予定です。
- ※すなわち、各医療保険者が被保険者から徴収する保険料（税）も段階的に増額となるものです。

### 【参考】イメージ図

【被保険者】



子ども・子育て支援金  
※保険料（税）として徴収。

【各医療保険者】



※市町村国保など



※社会保険など

子ども・子育て支援金  
※納付金として国へ納める。

【国（こども家庭庁）】



子ども・子育て支援加速化プラン

- 子ども・子育て支援金が充てられる事業
- ・児童手当の拡充
  - ・妊婦のための支援給付
  - ・出産後休業支援給付
  - ・こども誰でも通園制度・・・等

【実効性ある少子化対策】

※経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高める。

## 2. 国民健康保険税について…

現在、国民健康保険税については、「医療分」、「後期高齢者支援分」、「介護分」の3構成となっています。

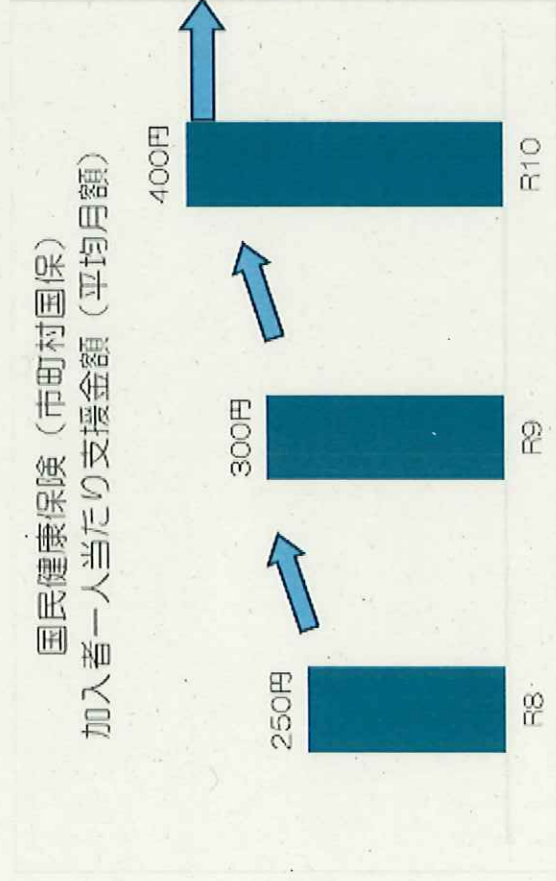
令和8年度からは、これらに加えて、「子ども・子育て支援金分」の賦課・徴収が必要となります。

なお、この制度が少子化対策に係るものであることから、18歳未満の被保険者に対する均等割は賦課されません。また、その一方、この分を補うため、18歳以上の被保険者に対し、均等割額と別に、「18歳以上均等割額」が賦課される予定もあります。

## 3. 国民健康保険税の負担額について…（国の試算より）

子ども・子育て支援金の負担額について、国の試算では、国民健康保険における加入者一人当たりの平均月額

- ・令和8年度が250円（1世帯あたりでは350円）
- ・令和9年度が300円（1世帯あたりでは450円）
- ・令和10年度が400円（1世帯あたりでは600円）となる見込みです。



## 4. 国民健康保険税条例の一部改正の予定について…

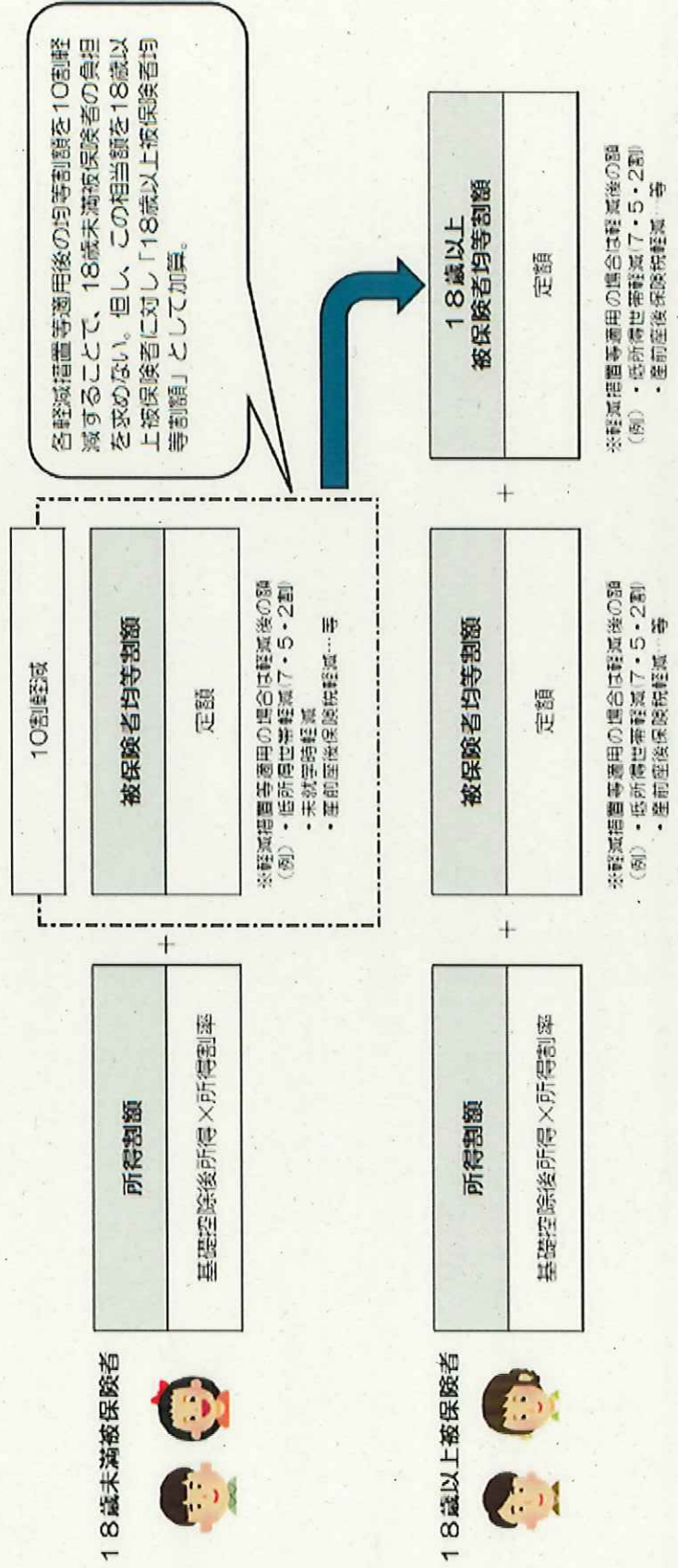
千曲市国保においても、被保険者の方に対し、令和8年度から子ども・子育て支援金に係る保険税を課税・徴収し、納付金として国へ納めることから、千曲市国民健康保険税条例の一部改正が必要となります。

(施行日は令和8年4月1日、令和8年度分の国民健康保険税から適応の予定)

【改正内容(予定)】

- 子ども・子育て支援納付金課税額の創設 等
- ※子ども・子育て支援金課税額に係る所得割額・均等割額・平等割額を新たに設定。
- ※18歳未満の被保険者均等割額の軽減等に関する規定の追加。
- ※18歳以上の被保険者均等割額の創設(18歳以上の被保険者に加算)

### 【参考】現時点における「子ども・子育て支援納付金課税額」のイメージ(想定)



## 5. 税率等について…

子ども・子育て支援分については、県から示された令和8年度市町村標準保険税率の試算で算定された税率で設定しています。  
賦課限度額は政令に沿った額となります。(税率等については、今後、変更となる場合があります。)

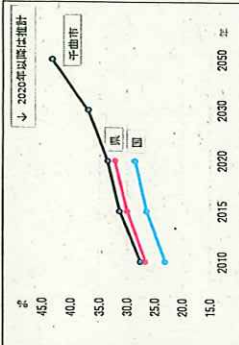
区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分	【R8年度～】 子ども・子育て支援分
所得割額	7.7%	2.4%	1.8%	0.3%
均等割額	19,500円	7,500円	7,300円	1,114円
18歳以上均等割額	—	—	—	73円
平等割額	22,000円	7,200円	6,300円	1,118円
賦課限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

【令和7年度 千曲市国民健康保険・後期高齢者保健事業】  
**千曲市の健康・医療・介護の実態（データヘルス計画進捗状況）～健康寿命延伸・生涯活躍社会・国民皆保険の堅持に向けて～**

資料1  
 第1期改善  
 第2期改善  
 ★今年度着目項目

**A 健康寿命と社会保障費**

① 高齢化率の推移



② 健康寿命の延伸

平均年齢(歳)	R4		R6	
	男	女	男	女
平均年齢	81.7	88.4	81.5	87.7
市	81.7	88.4	81.5	87.7
県	82.5	88.3	82.3	87.7
平均自立期間(歳)	80.6	85.7	80.3	85.1
市	80.6	85.7	80.3	85.1
県	81.1	85.2	81.0	84.9

※(1)19市県市町村

③-1 国保総医療費

	R4	R6	伸び率
総医療費(円)	43.7億	43.4億	0.99
被保険者数(人)	10,917	9,968	0.91
一人当たり医療費(円)	40.0万	43.5万	1.09
医療費が高い方からの順位(19市町)	10位	6位	-

※(1)19市県市町村

④-1 後期高齢者総医療

	R4	R6	伸び率
総医療費(円)	95.6億	97.9億	1.02
被保険者数(人)	10,984	11,519	1.05
一人当たり医療費(円)	87.0万	85.0万	0.98
医療費が高い方からの順位(19市町)	8位	14位	-

※(1)19市県市町村

③-2 国保主要疾患に占める生活習慣病 医療費の割合

	R4	R6	伸び率
国保主要疾患医療費(円)	38.1億	37.9億	0.99
生活習慣病医療費(円)	7.9億	7.3億	0.92
割合	20.7%	19.1%	★

※(1)19市県市町村

④-2 介護保険給付総費用

	R4	R6	伸び率
総給付費(円)	48.7億	50.9億	1.04
介護認定者数(人)	3,363	3,441	1.02
1号一人当給付費(円)	24.4万	25.4万	1.04

※(1)19市県市町村

③-3 国保総医療費に占める中長期疾患 医療費の割合

	R4	R6
★脳血管疾患	2.12%	2.58%↑
★虚血性心疾患	0.98%	0.85%↓
★慢性腎不全(透析あり)	6.01%	5.83%↓

※(1)19市県市町村

**B 国保特定健診・特定保健指導 (H20年度～実施)**

① 特定健診等の受診率

	R4	R5	R6
★特定健診受診率	50.8% (2位)	55.7% (1位)	55.7% (1位)
継続受診割合	75.6%	75.9%	75.9%
★特定保健指導実施率	88.3% (1位)	90.2% (1位)	90.2% (1位)

※(1)19市県市町村

② 特定健診の結果

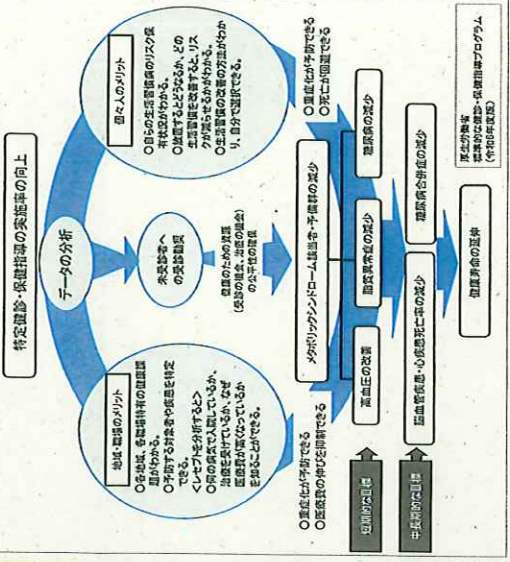
	R4	R5	R6
★メタボリックシンドローム該当者→予備群(人)	1,377 (33.8%)	1,431 (35.0%)	1,388 (34.4%)
★LDLコレステロール≧160mg/dL(人)	304 (7.5%)	330 (8.1%)	340 (8.4%)
★HDLコレステロール≧100mg/dL(人)	249 (6.1%)	264 (6.4%)	232 (5.7%)
★HbA1c≧6.5%以上(人)	47 (1.2%)	48 (1.2%)	42 (1.0%)
★HbA1c≧8.0%以上(人)	465 (11.6%)	489 (12.1%)	448 (11.2%)
★HbA1c≧8.0%以上(人) (再掲)	47 (1.2%)	62 (1.5%)	57 (1.4%)
★R5→6年度 健診結果改善(人)	27 (56.2%)	5 (10.5%)	10 (28.3%)
★R5→6年度 健診結果悪化(人)	10 (21.3%)	5 (10.5%)	10 (28.3%)
★R5→6年度 健診未受診(人)	10 (21.3%)	5 (10.5%)	10 (28.3%)

③ 人工透析導入の状況

	R4	R6
慢性腎不全(透析あり)(人)	55	54
新規人工透析導入者(人)	12 (21.8%)	9 (16.7%)
★新規人工透析導入者の方の糖尿病併発症(人)	6 (50.0%)	5 (55.6%)

※(1)19市県市町村

**図-1**



**D 死亡(千曲市)**

標準化死亡率	男	女
H30-R4 市	94.4	92.1
H30-R4 県	89.7	93.7
H30-R4 市	79.5	72.9
H30-R4 県	89.4	88.4
H30-R4 市	116.9	93.2
H30-R4 県	105.3	116.7
H30-R4 市	79.0	70.8
H30-R4 県	79.1	63.7

※(1)19市県市町村

**C 高齢者の健康事業と介護予防事業の一体的実施**

高齢者の心身の特性に応じた保健事業を行う (R2年度～実施)  
 ・生活習慣病等の重症化予防とフレイル予防を一体的に実施  
 ・保健・医療・介護等のデータを一体的に分析 ・県と連携して一体的に実施

標準化死亡率は、地域の死亡率を比較するための指標であり、5年間のデータに基づき算出されています。  
 ＊標準化死亡率が100を超える場合は、全国平均より死亡率が高いことを示し、100以下の場合、低いことを示しています。

令和6年度 千曲市国民健康保険特別会計決算額の内訳

歳入

(単位：円、%)

項目	予算現計	決算額 (A)	前年度決算額 (B)	対前年度		備考
				増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 国民健康保険税	859,871,000	922,261,154	921,627,894	633,260	0.1	徴収率(現年課税分) 97.88% 不納欠損・還付未済額 116,564円 収入未済額 39,760,612円
一般被保険者 現年課税分	844,108,000	905,327,577	903,893,322	1,434,255	0.2	
" 滞納繰越分	15,760,000	16,933,577	17,734,572	△ 800,995	△ 4.5	
退職被保険者 現年課税分	0	0	0	0	0.0	
" 滞納繰越分	3,000	0	0	0	0.0	
2 使用料及び手数料	750,000	395,700	393,198	2,502	0.6	督促手数料
3 国庫支出金	40,000	4,064,000	167,000	3,897,000	2,333.5	
4 県支出金	4,111,954,000	3,783,008,797	3,877,025,859	△ 94,017,062	△ 2.4	
保険給付費等交付金(普通交付金)	4,056,560,000	3,725,109,797	3,826,835,859	△ 101,726,062	△ 2.7	
" (特別交付金)	55,394,000	57,899,000	50,190,000	7,709,000	15.4	
5 財産収入	10,000	477,356	6,351	471,005	7,416.2	基金運用利子
6 繰入金	389,640,000	327,300,583	367,333,191	△ 40,032,608	△ 10.9	
一般会計繰入金	367,454,000	327,300,583	367,333,191	△ 40,032,608	△ 10.9	
基金繰入金	22,186,000	0	0	0	0.0	
7 繰越金	23,238,000	23,238,674	49,815,864	△ 26,577,190	△ 53.4	前年度繰越金
8 諸収入	5,204,000	26,045,815	37,395,259	△ 11,349,444	△ 30.3	
延滞金及び過料	3,001,000	1,179,605	3,029,332	△ 1,849,727	△ 61.1	
繰入(保険給付費返還金、第三者納付金等)	2,203,000	24,866,210	34,365,927	△ 9,499,717	△ 27.6	
歳入合計	5,390,707,000	5,086,792,079	5,253,764,616	△ 166,972,537	△ 3.2	

(単位:円、%)

歳出

項目	予算現計	決算額 (A)	前年度決算額 (B)	対前年度		備考
				増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 総務費	33,982,000	29,847,810	25,435,612	4,412,198	17.3	
2 保険給付費	4,080,100,000	3,736,762,341	3,841,532,398	△ 104,770,057	△ 2.7	
療養諸費	3,530,061,000	3,231,264,847	3,324,835,979	△ 93,571,132	△ 2.8	
高額療養費	526,488,000	493,968,134	502,195,588	△ 8,227,454	△ 1.6	
移送費	11,000	0	0	0	0.0	
出産育児諸費	17,510,000	8,479,360	10,411,666	△ 1,932,306	△ 18.6	
葬祭諸費	6,000,000	3,050,000	4,050,000	△ 1,000,000	△ 24.7	
結核医療費諸費	30,000	0	39,165	△ 39,165	△ 100.0	
3 国民健康保険事業費納付金	1,191,958,000	1,191,957,427	1,269,334,019	△ 77,376,592	△ 6.1	
医療給付費分	760,893,000	760,892,709	828,228,315	△ 67,335,606	△ 8.1	
後期高齢者支援金等分	328,550,000	328,549,911	336,480,871	△ 7,930,960	△ 2.4	
介護納付金分	102,515,000	102,514,807	104,624,833	△ 2,110,026	△ 2.0	
4 保健事業費	61,906,000	51,982,767	54,005,437	△ 2,022,670	△ 3.7	
5 基金積立金	550,000	477,356	6,531	470,825	7,209.1	
6 諸支出金	30,970,000	28,838,871	40,212,725	△ 11,373,854	△ 28.3	
保険税還付金	7,050,000	4,976,100	3,428,500	1,547,600	45.1	
償還金	23,920,000	23,862,771	36,784,225	△ 12,921,454	△ 35.1	保険給付費等交付金償還金
7 予備費	1,000,000	0	0	0	0.0	
歳出合計	5,400,466,000	5,039,866,572	5,230,526,722	△ 190,660,150	△ 3.6	

## 年度別保険給付費

単位：円 （下段：前年度比増減）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一 般	療養給付費	3,283,582,817 △ 53,854,840	3,381,588,185 98,005,368	3,226,853,704 △ 154,734,481	3,281,454,822 54,601,118	3,189,953,490 △ 91,501,332
	療養費	37,133,026 △ 53,673	33,884,145 △ 3,248,881	30,287,572 △ 3,596,573	31,724,149 1,436,577	29,740,513 △ 1,983,636
	高額療養費	486,595,259 2,062,475	510,753,596 24,158,337	470,656,801 △ 40,096,795	501,922,088 31,265,287	493,630,026 △ 8,292,062
	高額介護合算	436,403 93,111	283,072 △ 153,331	357,318 74,246	273,500 △ 83,818	338,108 64,608
	移送費	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小計	3,807,747,505 △ 51,752,927	3,926,508,998 118,761,493	3,728,155,395 △ 198,353,603	3,815,374,559 87,219,164	3,713,662,137 △ 101,712,422
	退職	療養給付費	5,047 △ 4,255,203	2,968 △ 2,079	0 △ 2,968	0 0
	療養費	0 △ 121,527	0 0	0 0	0 0	0 0
	高額療養費	0 △ 58,104	0 0	0 0	0 0	0 0
	高額介護合算	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	移送費	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	小計	5,047 △ 4,434,834	2,968 △ 2,079	0 △ 2,968	0 0	0 0
	出産育児一時金	10,468,000 1,228,000	7,980,000 △ 2,488,000	8,388,000 408,000	10,411,666 2,023,666	8,479,360 △ 1,932,306
	葬祭費	4,000,000 800,000	4,000,000 0	4,350,000 350,000	4,050,000 △ 300,000	3,050,000 △ 1,000,000
	結核医療給付金	7,205 △ 8,761	0 △ 7,205	0 0	0 0	0 0
	傷病手当金	0 0	48,876 48,876	264,957 216,081	39,165 △ 225,792	0 0
	審査支払手数料	11,378,367 519,798	10,782,076 △ 596,291	10,763,906 △ 18,170	11,657,008 893,102	11,570,844 △ 86,164
	合計	3,833,606,124 △ 53,648,724	3,949,322,918 115,716,794	3,751,922,258 △ 197,400,660	3,841,532,398 89,610,140	3,736,762,341 △ 104,730,892

令和7年度 千曲市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

(単位：円、%)

歳入

項目	当初予算額 (A)	構成比	前年度予算額 (B)	構成比	対前年度		備考
					増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B×100)	
1 国民健康保険税	866,482,000	16.1	861,766,000	16.0	4,716,000	0.5	
一般被保険者 現年課税分	849,593,000	—	844,108,000	—	5,485,000	—	
" 滞納繰越分	16,889,000	—	17,655,000	—	△ 766,000	—	
退職被保険者 滞納繰越分	0	—	3,000	—	△ 3,000	—	
2 使用料及び手数料	750,000	0.0	750,000	0.0	0	0.0	
3 国庫支出金	20,000	0.0	40,000	0.0	△ 20,000	△ 50.0	
4 県支出金	4,108,989,000	76.4	4,111,954,000	76.6	△ 2,965,000	△ 0.1	
保険給付費等交付金(普通交付金)	4,056,258,000	—	4,056,560,000	—	△ 302,000	—	
" (特別交付金)	52,731,000	—	55,394,000	—	△ 2,663,000	—	
5 財産収入	1,100,000	0.0	10,000	0.0	1,090,000	10,900.0	
6 繰入金	397,629,000	7.4	389,640,000	7.3	7,989,000	2.1	
一般会計繰入金	356,129,000	—	367,454,000	—	△ 11,325,000	—	
基金繰入金	41,500,000	—	22,186,000	—	19,314,000	—	
7 繰越金	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0	
8 諸収入	4,850,000	0.1	5,204,000	0.1	△ 354,000	△ 6.8	
延滞金及び過料	3,001,000	—	3,001,000	—	0	—	
雑入(保険給付費返還金、第三者納付金等)	1,849,000	—	2,203,000	—	△ 354,000	—	
歳入合計	5,379,821,000	100.0	5,369,365,000	100.0	10,456,000	0.2	

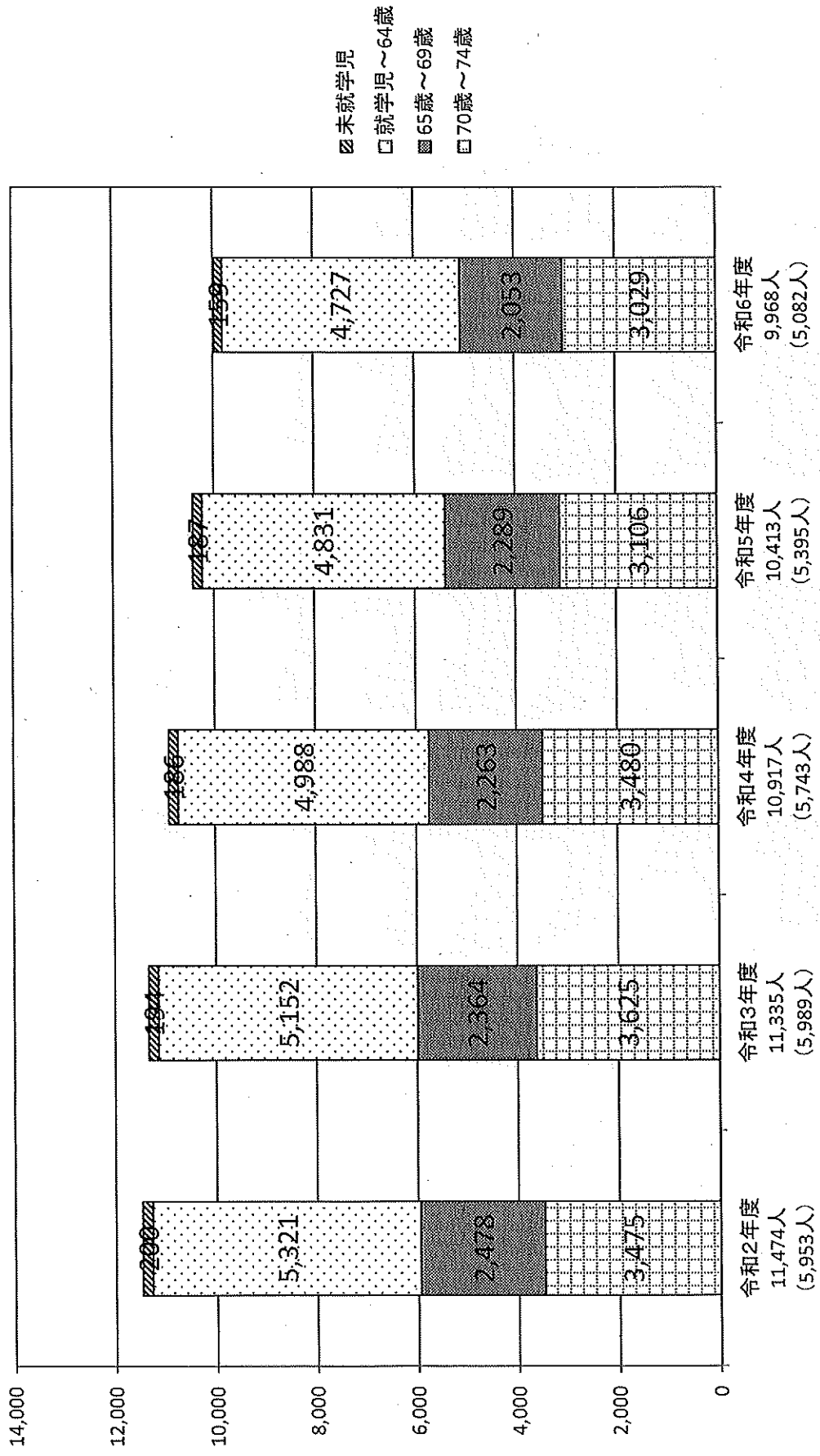
(単位：円、%)

歳出

項目	当初予算額 (A)	構成比	前年度予算額 (B)	構成比	対前年度		備考
					増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 総務費	32,579,000	0.6	28,740,000	0.5	3,839,000	13.4	
2 保険給付費	4,074,798,000	75.7	4,080,100,000	76.0	△ 5,302,000	△ 0.1	
療養諸費	3,529,811,000	-	3,530,061,000	-	△ 250,000	-	
高額療養費	526,437,000	-	526,488,000	-	△ 51,000	-	
移送費	10,000	-	11,000	-	△ 1,000	-	
出産育児諸費	12,510,000	-	17,510,000	-	△ 5,000,000	-	
葬祭諸費	6,000,000	-	6,000,000	-	0	-	
結核医療費諸費	30,000	-	30,000	-	0	-	
3 国民健康保険事業費納付金	1,201,956,000	22.3	1,191,958,000	22.2	9,998,000	0.8	
医療給付費分	782,922,000	-	760,893,000	-	22,029,000	-	
後期高齢者支援金等分	318,262,000	-	328,550,000	-	△ 10,288,000	-	
介護納付金分	100,772,000	-	102,515,000	-	△ 1,743,000	-	
4 保健事業費	62,787,000	1.2	61,906,000	1.2	881,000	1.4	
5 基金積立金	1,100,000	0.0	10,000	0.0	1,090,000	10,900.0	
6 諸支出金	5,601,000	0.1	5,651,000	0.1	△ 50,000	△ 0.9	
保険税還付金	5,500,000	-	5,550,000	-	△ 50,000	-	
償還金	101,000	-	101,000	-	0	-	国庫支出金等過年度返還金
7 予備費	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	0	0.0	
歳出合計	5,379,821,000	100.0	5,369,365,000	100.0	10,456,000	0.2	

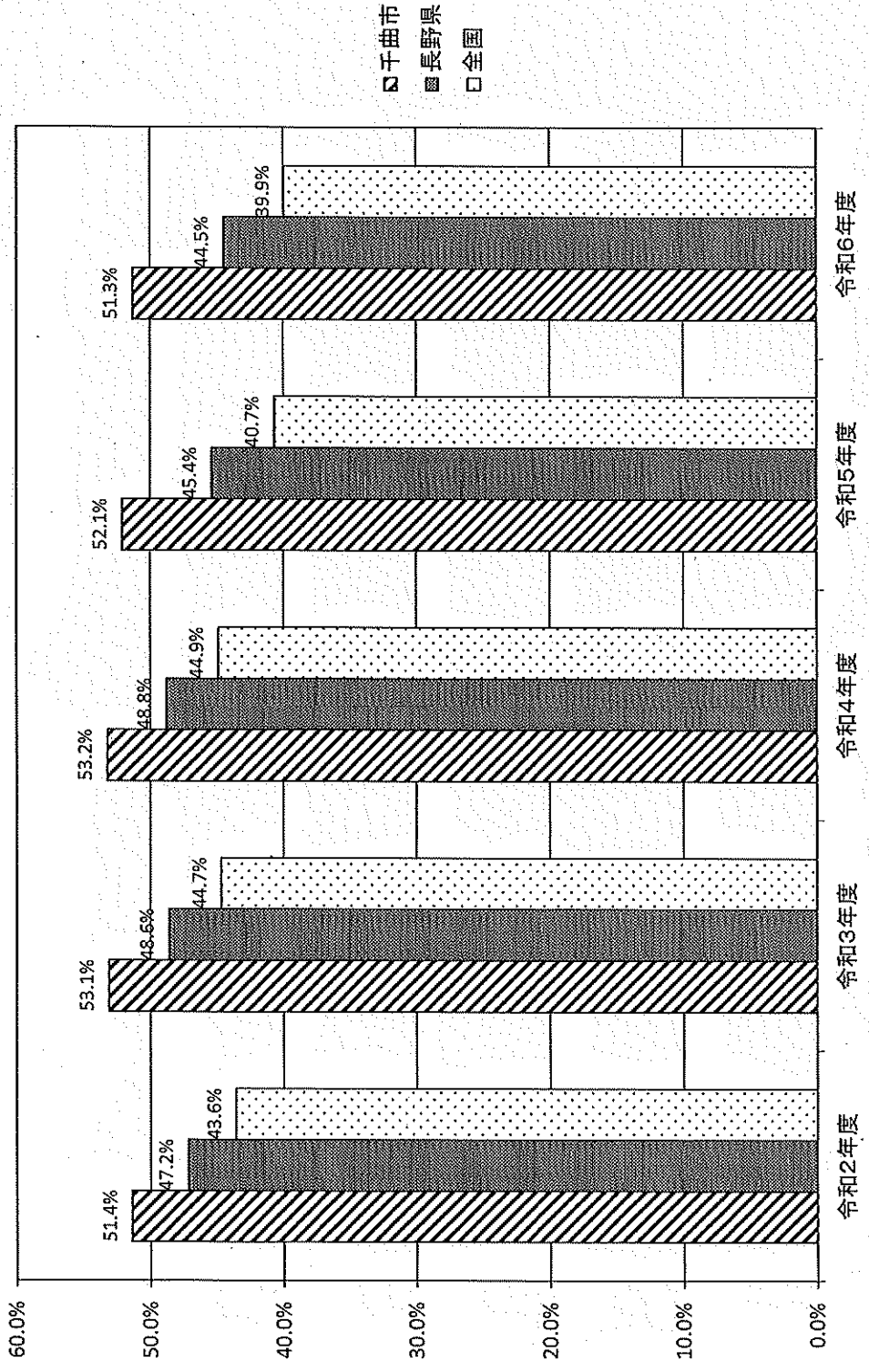
# 被保険者数の推移(年度平均・全被保険者)

(単位:人)



※ ( ) 内は全被保険者数のうち65歳以上の被保険者の人数

国保全被保険者に占める65歳以上被保険者の割合 (KDBシステムより)



1人あたり医療費の推移

(単位：円)

保険者名	一 般						退 職						国 保 全 体					
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
長野市	394,120	407,949	420,658	436,247	-	-	-	-	394,120	407,949	420,658	436,247	394,120	407,949	420,658	436,247		
松本市	409,754	418,147	430,752	435,832	-	-	-	-	409,754	418,147	430,752	435,832	409,754	418,147	430,752	435,832		
上田市	415,419	420,932	447,592	444,026	-	-	-	-	415,419	420,932	447,592	444,026	415,419	420,932	447,592	444,026		
岡谷市	412,792	410,712	430,035	437,463	-	-	-	-	412,792	410,712	430,035	437,463	412,792	410,712	430,035	437,463		
飯田市	374,746	387,597	388,620	411,590	-	-	-	-	374,746	387,597	388,620	411,590	374,746	387,597	388,620	411,590		
諏訪市	401,871	406,572	409,245	414,508	-	-	-	-	401,871	406,572	409,245	414,508	401,871	406,572	409,245	414,508		
須坂市	375,718	377,322	394,673	410,380	-	-	-	-	375,718	377,322	394,673	410,380	375,718	377,322	394,673	410,380		
小諸市	368,574	382,302	400,877	415,720	-	-	-	-	368,574	382,302	400,877	415,720	368,574	382,302	400,877	415,720		
伊那市	383,047	391,524	413,882	389,848	-	-	-	-	383,047	391,524	413,882	389,848	383,047	391,524	413,882	389,848		
駒ヶ根市	365,284	377,682	400,660	418,416	-	-	-	-	365,284	377,682	400,660	418,416	365,284	377,682	400,660	418,416		
中野市	385,033	381,011	410,129	417,844	-	-	-	-	385,033	381,011	410,129	417,844	385,033	381,011	410,129	417,844		
大町市	405,505	436,722	441,633	439,153	-	-	-	-	405,505	436,722	441,633	439,153	405,505	436,722	441,633	439,153		
飯山市	377,212	423,825	410,338	426,819	-	-	-	-	377,212	423,825	410,338	426,819	377,212	423,825	410,338	426,819		
茅野市	377,566	390,353	393,975	392,741	-	-	-	-	377,566	390,353	393,975	392,741	377,566	390,353	393,975	392,741		
塩尻市	378,013	408,308	424,534	409,002	-	-	-	-	378,013	408,308	424,534	409,002	378,013	408,308	424,534	409,002		
千曲市	404,862	400,491	429,094	435,363	-	-	-	-	404,862	400,491	429,094	435,363	404,862	400,491	429,094	435,363		
佐久市	395,530	413,363	429,192	425,331	-	-	-	-	395,530	413,363	429,192	425,331	395,530	413,363	429,192	425,331		
東御市	412,014	383,467	401,860	419,566	-	-	-	-	412,014	383,467	401,860	419,566	412,014	383,467	401,860	419,566		
安曇野市	392,537	399,400	422,989	432,205	-	-	-	-	392,537	399,400	422,989	432,205	392,537	399,400	422,989	432,205		
市町村計	388,024	396,972	411,790	416,882	-	-	-	-	388,024	396,972	411,790	416,882	388,024	396,972	411,790	416,882		

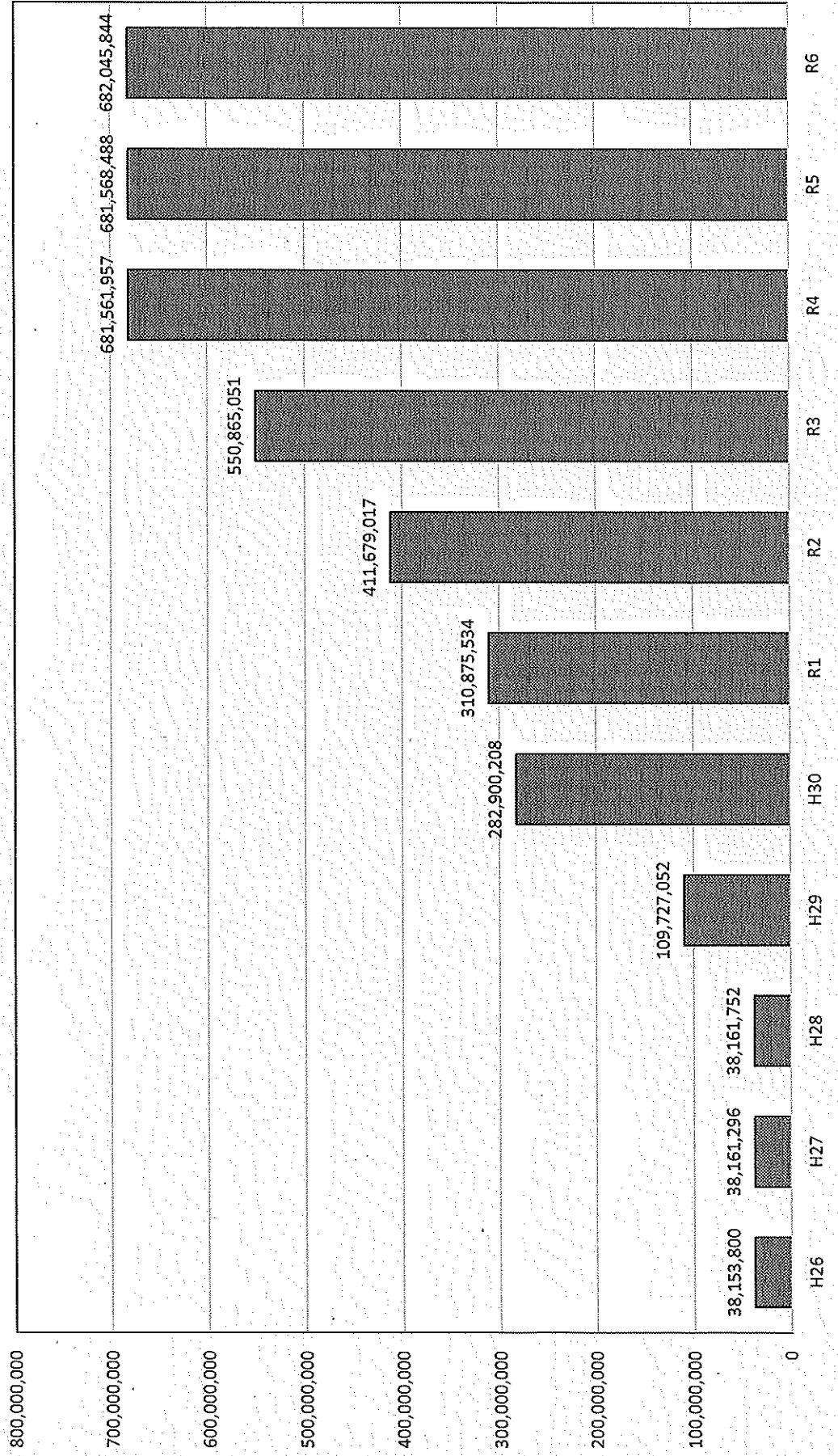
1人あたり医療費の推移（伸び率）

（単位：円、％）

保険者名	国 保 全 体												
	令和3年度	令和4年度	R4-R3	伸び率	伸び率 順位	令和5年度	R5-R4	伸び率	伸び率 順位	令和6年度	R6-R5	伸び率	伸び率 順位
長野市	394,120	407,949	13,829	3.5	6	421,952	14,003	3.4	13	436,247	14,295	3.4	5
松本市	409,754	418,147	8,393	2.0	11	431,746	13,599	3.3	14	435,832	4,086	0.9	12
上田市	415,419	420,932	5,513	1.3	13	451,926	30,994	7.4	2	444,026	-7,900	-1.7	17
岡谷市	412,792	410,712	-2,080	-0.5	16	431,408	20,696	5.0	10	437,463	6,055	1.4	10
飯田市	374,746	387,597	12,851	3.4	7	387,925	328	0.1	18	411,590	23,665	6.1	1
諏訪市	401,871	406,572	4,701	1.2	14	413,090	6,518	1.6	15	414,508	1,418	0.3	13
須坂市	375,718	377,322	1,604	0.4	15	396,653	19,331	5.1	9	410,380	13,727	3.5	4
小諸市	368,574	382,302	13,728	3.7	5	405,706	23,404	6.1	5	415,720	10,014	2.5	7
伊那市	383,047	391,524	8,477	2.2	10	412,993	21,469	5.5	7	389,848	-23,145	-5.6	19
駒ヶ根市	365,284	377,682	12,397	3.4	8	399,119	21,438	5.7	6	418,416	19,297	4.8	2
中野市	385,033	381,011	-4,022	-1.0	17	409,576	28,565	7.5	1	417,844	8,268	2.0	8
大町市	405,505	436,722	31,217	7.7	3	443,317	6,595	1.5	16	439,153	-4,164	-0.9	15
飯山市	377,212	423,825	46,613	12.4	1	413,118	-10,707	-2.5	19	426,819	13,701	3.3	6
茅野市	377,566	390,353	12,787	3.4	9	392,691	2,338	0.6	17	392,741	50	0.0	14
塩尻市	378,013	408,308	30,295	8.0	2	425,717	17,409	4.3	12	409,002	-16,715	-3.9	18
千曲市	404,862	400,491	-4,371	-1.1	18	429,339	28,848	7.2	3	435,363	6,024	1.4	11
佐久市	395,530	413,363	17,833	4.5	4	432,203	18,839	4.6	11	425,331	-6,872	-1.6	16
東御市	412,014	383,467	-28,548	-6.9	19	404,251	20,785	5.4	8	419,566	15,315	3.8	3
安曇野市	392,537	399,400	6,863	1.7	12	425,131	25,731	6.4	4	432,205	7,074	1.7	9
市町村計	388,024	396,972	8,948	2.3	-	397,760	788	0.2	-	416,882	19,122	4.8	-

# 国民健康保険支払準備基金残高の推移

(単位:円)



国民健康保険特別会計 繰入金の状況

(単位:円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保険基金安定繰入金	266,758,220	270,618,498	269,987,228	289,444,207	279,859,254	272,608,149	273,659,614	266,324,763	259,454,761	246,202,709
出産育児一時金繰入金	12,298,000	10,357,673	10,462,993	8,098,666	7,467,000	7,023,000	5,320,000	5,592,000	6,938,000	5,651,000
財政安定化支援事業繰入金	74,776,000	64,877,000	56,547,000	69,455,000	64,922,000	64,770,000	54,244,000	59,782,000	72,917,000	47,747,000
事務費等繰入金	18,180,086	20,713,331	20,896,349	24,190,891	26,512,811	27,399,839	27,843,662	26,894,337	26,101,404	25,760,968
事務費繰入金(法定分)	18,180,086	20,713,331	20,896,349	23,941,891	25,987,811	26,783,839	27,179,662	26,170,337	25,155,404	25,760,968
法定外繰入	0	0	0	249,000	525,000	616,000	664,000	724,000	946,000	0
赤字補てん分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金積立資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方単独事業国庫負担金減額補てん分	0	0	0	249,000	525,000	616,000	664,000	724,000	946,000	0
未就学児均等割保険料繰入金	0	0	0	0	0	0	0	1,822,344	1,820,668	1,535,718
産前産後保険料負担金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	101,358	403,188
一般会計繰入金 合計	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	371,800,988	361,067,276	360,415,444	367,333,191	327,300,583
国民健康保険支払準備基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金合計	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	371,800,988	361,067,276	360,415,444	367,333,191	327,300,583

県下19市の国民健康保険税（料）率等の状況

(R7.4月飯田市調査)

R5年度	医療分				支援金分				介護分				R7年度 改定
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円	
長野市	8.20	-	17,760	19,680	2.80	-	6,240	7,560	2.60	-	8,760	7,080	
松本市	8.10	-	18,800	21,700	3.20	-	6,500	7,400	2.60	-	6,400	6,700	
上田市	6.46	-	21,000	21,200	2.61	-	8,700	7,300	2.46	-	8,900	6,500	
岡谷市	7.26	-	23,200	22,600	2.89	-	10,200	8,200	2.38	-	10,000	8,000	
飯田市	6.60	-	16,500	21,000	3.05	-	10,600	-	2.70	-	8,600	6,800	
諏訪市	6.70	-	19,900	23,100	3.00	-	8,200	9,800	2.26	-	8,500	7,300	○
須坂市	7.40	-	19,000	19,000	2.90	-	6,000	6,000	2.10	-	8,000	7,000	
小諸市	6.00	-	19,500	21,000	2.80	-	9,000	7,500	2.70	-	9,000	8,000	○
伊那市	6.50	-	23,400	24,400	2.30	-	8,800	7,900	2.40	-	10,300	7,700	
駒ヶ根市	6.69	-	20,200	21,300	2.79	-	8,800	7,700	2.27	-	8,700	7,200	
中野市	7.40	3.40	22,250	21,500	2.60	1.90	7,800	7,500	2.30	-	9,800	7,000	○
大町市	5.90	7.00	21,000	24,000	2.40	-	10,000	9,000	2.20	-	9,000	7,000	
飯山市	6.90	-	20,000	20,100	3.45	-	9,800	9,700	2.60	-	7,500	7,000	○
茅野市	6.58	-	24,000	24,600	2.88	-	10,600	9,500	2.38	-	10,000	8,100	○
塩尻市	6.83	-	24,200	24,700	2.90	-	10,400	9,200	2.40	-	9,900	8,000	○
千曲市	7.70	-	19,500	22,000	2.40	-	7,500	7,200	1.80	-	7,300	6,300	
佐久市	7.30	-	20,800	24,400	2.75	-	9,000	7,300	2.75	-	7,300	8,700	○
東御市	6.70	5.60	20,100	20,600	2.50	1.90	8,300	7,400	2.30	0.90	9,000	8,200	○
安曇野市	6.90	-	20,400	20,400	2.70	-	9,600	9,600	2.20	-	7,000	7,000	
平均	6.95	5.33	20,606	21,962	2.79	1.90	8,739	8,098	2.39	0.90	8,629	7,346	

## 国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険）

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする

（保険者）

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## 国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもって組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内数とする。

- 3 法第 11 条第 2 項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○千曲市国民健康保険運営協議会規則

平成 15 年 9 月 1 日  
規則第 71 号

(趣旨)

第 1 条 千曲市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)並びに千曲市国民健康保険条例(平成 15 年千曲市条例第 147 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 協議会の委員中、被保険者を代表する委員は、市の公職についていない者の中から、保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、市の保険医又は保険薬剤師の中から、公益を代表する委員は、市の公職にある者の中から、被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者連絡協議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

(会長の職務)

第 3 条 協議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第 4 条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から協議会に諮問があったとき。
- (2) 被保険者その他利害関係者から、国民健康保険に関する意見の開陳があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要があるとき。

(定足数)

第 5 条 協議会は、委員の過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第8条 会長は、議事に関し、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(書記)

第9条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第10条 会長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、平成15年9月1日から施行する。